

一般社団法人Benefit 会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人Benefit（以下「当法人」という）の会員について必要な事項を定める。

(入会手続)

第2条 当法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書又はホームページ上の申込フォームに必要な事項を記入し、当法人に提出するものとする（以下「入会申込」という）。

2 入会申込があったときは、理事長は入会の可否について決定する。

3 第1項で定める入会申込をもって、会員は本規定を承認したものとする。

(会員資格及び入会申込の拒絶)

第3条 当法人の入会資格は当法人の目的及び活動内容に賛同し、運営に協力の意思のある日本国内在住者及び法人とする。

2 以下に該当する場合は入会を認めない場合がある。

①申込書に偽名等虚偽の事項を記載した場合

②入会申込者が本規定に反するおそれがある場合

③その他当法人が入会を適当でないと判断した場合

(入会金及び会費)

第4条 新たに会員となる者は、入会の時に、当法人の会費規程に定める入会金及びその年度分の年会費を納入しなければならない。

(入会の成立)

第5条 入会は入会申込に対して当法人がこれを承認し、前条で定める入会金及び会費の入金を確認したときに成立したものとする。

(退 会)

第6条 会員は所定の退会届を当法人に提出することにより、退会を申し出ることができる。退会が効力を有するためには、当法人に対する全ての債務の弁済が終了していることを当法人が確認することを条件とする。

2 前項の場合既納の入会金、会費及びその他拠出金品は理由の如何を問わず、これを返還しない。

(氏名の公表)

第7条 会員は当法人のホームページに氏名のみ・法人名のみを公表することについてあらかじめ同意する。ただし、匿名を希望する会員は別途申請を行うことにより匿名とすることができる。

(改 廃)

第8条 この規程は、必要と認めた場合、社員総会の決議により改正することができる。

(雑則)

第8条 本規程に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、別に理事の決定において定める。

一般社団法人Benefit 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、当法人定款第6条の規定により、当法人の入会金及び会費の額並びに納付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- | | | | | |
|--------------|-----|-------|-----|---------|
| (1) 正会員（個人） | 入会金 | 20万円 | 年会費 | 20万円 |
| (2) 正会員（法人） | 入会金 | 20万円 | 年会費 | 20万円 |
| (3) 賛助会員（個人） | 入会金 | 3000円 | 年会費 | 1口3000円 |
| (4) 賛助会員（法人） | 入会金 | 3000円 | 年会費 | 1口1万円 |

2 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会承認後1か月以内に納入しなければならない。2年目以降の年会費については、前年度の6月末日までに納入するものとする。

3 会員の年会費の有効期間は、入会承認日の後最初に訪れる当法人の事業年度の最終日までとする。

(納 付)

第3条 前条に定める入会金や会費は、当法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。

2 前項に規定する入会金等の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

(規程の改正)

第4条 本規程は、社員総会の決議により改正することができる。変更後の規程は、当法人の発行する機関紙・ホームページ等により、会員に告知する。

(雑 則)

第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事の決定において定める。